

保護者 様

B型肝炎予防接種のお知らせ

B型肝炎予防接種は、組換え沈降B型肝炎ワクチンを接種することで、体の中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力（免疫）ができます。免疫ができることで、一過性の肝炎を予防できるだけでなく、キャリア※1になることを予防でき、周りの人への感染も防ぐことができます。

この予防接種は、接種当日に大館市に住民登録があるかたで、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り行われます。

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。B型肝炎ウイルスへの感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合（この状態をキャリア※1といいます）があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人は肝硬変や肝がんなど命にかかわる病気を引き起こすことがあります。

1. 予防接種の受け方

対 象 者 : 1歳に至るまで（1歳の誕生日前日）
（標準として生後2か月～9か月に至るまで）

※母子感染予防のために抗HBs人免疫グロブリンと併用してB型肝炎ワクチンの接種を受ける場合は健康保険が適用されるため、定期接種の対象となりません。

接 種 の 仕 方 : 27日以上の間隔で2回接種、更に、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回（3回目）接種

<間隔の数え方>

27日以上とは



接種日から4週目の同じ曜日から接種可能

1回目の接種から139日以上とは



1回目の接種日から数えて、20週目の同じ曜日から接種可能

2回目と3回目の間隔



6日以上の間隔をあける
※かつ、1回目から3回目の間隔は139日以上

※長期にわたり療養が必要な疾患にかかったことなどにより定期接種の機会を逃したかたは、主治医または健康課にご相談ください。

*他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。

2. 予防接種を受けることができない人

①熱のある人（接種場所で測定した体温が37.5℃を越える場合）

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性で重症な病気で薬を飲む必要のあるお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です。

③予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことのある人。他の医薬品投与を受けてアナフィラキシーを起こしたことがあるかたは、接種前に医師にその旨を伝え判断を仰いでください。

※2「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましんのほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことです。

④B型肝炎の予防接種対象者で、母子感染予防として、出生後にB型肝炎ワクチンの接種を受けた人

⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

（裏面も必ずご覧ください）

3. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、予診する医師の参考として診断書が必要な場合もありますので、あらかじめ主治医と相談をしてください。

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人
- ②過去の予防接種で2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗菌薬、安定剤などが入っているものもありますので、これらにアレルギーがあるといわれた人
- ⑥ラテックス過敏症（天然ゴムの製品に対する即時性の過敏症）がある人。ラテックス製の手袋を使用時にアレルギー反応がみられた場合に疑います。また、ラテックスと交叉反応のある果物等（バナナ、栗、キウイフルーツ、アボガド、メロン等）にアレルギーがある人。

4. ワクチンの副反応

これまでの成績では接種を受けたかたの10%前後に倦怠感、頭痛、接種箇所が赤くなったり、腫れたり、痛みを感じたりすることが報告されています。平成25年4月1日～令和2年6月30日までに医療機関から重篤として報告された例（報告者が重篤と判断するもの）の発生頻度は10万接種当たり0.7となっています。

接種局所のひどいはれ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けてください。

5. 予防接種による健康被害救済制度

- ・ 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- ・ 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまたは障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・ ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- ・ 対象年齢を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合、診察した医師か健康課へお問い合わせください。

6. 接種後の注意

- ①予防接種を受けた後30分は接種会場でお子さんの様子をみてください。
- ②接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動を避けてください。
- ⑤B型肝炎予防接種後は1週間副反応に注意し、体調に変化があった場合は、医師にご相談ください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 TEL0186-42-9055